

第5期市民参加推進会議議題 提案メモ一覧

no.	提案者	議題	提案理由
1	西尾委員長	若者の市政参加をどう促進するか	投票率をはじめ、委員会等への公募でも若者の市政参加の気運は弱いと感じられる。若者の市政へのニーズはいかに把握しうるか、また施設利用を含めて市政への参加を促進するために何が有効かを考えたい。
2	浅野副委員長	(1) 若年層、子育て中の女性、小金井市外で働いている人、地域に人間関係を持っていない人へのヒアリング (2) 地域の様々なつながりを支援するNPOなどへのヒアリング (3) 他市町村の担当者へのヒアリング	小金井市市民意向調査の二次分析等から、市民参加への意向の少ない市民または、意欲はあるが参加はしていない市民をターゲットとし、ヒアリングを行い、より市民参加を進めるための方策を検討する。
3	赤羽委員 (1)	委員募集方法の見直し（登録制など）	委員について市民の認識を高めるため。幅広い年齢層の市民に参加してもらうため。（より参加しやすい方法を考える。）
4	赤羽委員 (2)	異世代間の交流の場について	異世代の市民が交流できる場が少ないと感じるため。（地域ではお互いに協力をし、助け合うことがよりよいまちづくりにつながると感じるため。）
5	古畑委員	市民意見聴取プロセス制度	よく行政はパブリックコメントとして政策に対する市民の意見を募集するが殆んど政策の成立直前に出すので十分に反映されていない。 そこで政策を形成するうえで熟度の低い段階で市民に情報を提供することによって議論の軌道修正などで政策に反映されるよう標記の制度の導入を提案する。 このため政策を決定するまでのスケジュールを発表することで自分が関りたいと思った時期に問題提起の機会を容易にしたい。
6	坂爪委員	母親（父親）の参加について	子供がいるお母さん（お父さん）がもっと参加しやすい場を設けることができれば、より良い意見を聞けるのではないかと思います。

第5期市民参加推進会議議題 提案メモ一覧

no.	提案者	議題	提案理由
7	杉本委員	<p>①前期推進会議の提案事項の検証（●傍聴環境の推進（提案シートの普及）●公募委員無作為抽出の状況把握と今後の公募方法について●選考基準と結果の通知方法 ②「協働」への第一歩として合意形成や意思決定の充実を諮る③条例が適切に運用されているかどうかのチェック。</p>	<p>①前期市民参加推進会議で提案された内容を検証し、より市民にとって使いやすい制度にするため。②各委員会での発言が納得のいく形で計画などに生かされていないのではないか。市民参加条例施行規則にある議事録など記録の取り方を検討し、「合意形成」「意思決定」をより充実した形にしたい。</p>
8	福井委員 (1)	<p>「第24条 市民と市との日常的な協働」 ・市民の知識及び技能の市政への活用（第24条1項） ・市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有（第24条2項） ・市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調製（第24条3項） に関して、市民が参加しやすい環境づくりとして、縦割り窓口行政から全方位型窓口行政としての運営部署の設置を提案します。</p> <p>《提案》 専任職員担当の「市民参加推進課」の新設部署の設置。 市民の日常的な協働に関する知識・技能などの市政への活用は、市報・HPなどの広報媒体や公共施設などの資料活用体制がありますが、窓口行政が不十分だと考えます。 市民の個人・任意団体・NPO法人などが、行政と協働事業を取り組む場合、市民目線の立場から見て、一元化された窓口行政の部署があれば、市民が参加しやすく積極的な情報共有も取り入れられる。</p>	<p>市民の提案型協働事業と行政の施行したい協働事業が結びつく、行政経営の経済効果や観光振興に反映して市民活動が盛んになり市民生活の満足度アップにつながる。 また、市政への参加意欲が増すことは、地域社会のコミュニケーションの輪の広がりと思いやり心がはぐくまれ安心して暮らせる街づくりに反映されることにつながります。</p>

第5期市民参加推進会議議題 提案メモ一覧

no.	提案者	議題	提案理由
9	福井委員 (2)	<p>「第29条 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」に関して、次の①条文の加筆と② 補欠委員公募案内を提案します。</p> <p>①条文の加筆 「第29条 2 <u>委員の欠員が生じた場合は、遅延なく補充しなければならず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>」</p> <p>②補欠委員公募案内 <u>補欠公募委員選任に当たって、前任者の男女・年齢などを考慮するかどうか？</u></p>	<p>第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。 (1) 市民 5人以内 (2) 市民団体代表 3人以内 (3) 学識経験者 2人以内 (4)市に勤務する職員 2人以内</p> <p>と記載されています。 それぞれ(1)と(2)に該当する委員が欠員する場合：補欠公募委員選任に当たって、前任者の男女・年齢などを考慮するか？する場合は、委員補欠公募案内に記載されるのか、記載せずに選任委員会で決定するのか？ また、今期の委員において、無作為抽出による公募市民が選任されていますが、その対象者が欠員した場合は、その範囲の委員のみ対象のやり方なのか？</p> <p>*他の審議会委員の公募選考にあたって、公募市民より不満の声を聴いています。市報案内には、市民公募委員募集〇〇人と掲載があり応募したのですが、委員全員が再任された結果で終わっていた。 また、同じような公募内容で、推薦団体繋がり委員が交代で選任され、一般市民の応募者が落選したので、公募委員になることへの意欲をなくした人がいます。</p>
10	五島委員	推進会議内でグループワークの実施（オプションとしてのワーキングの実施）	グループワークを通じて当推進会議委員間の情報共有を図ります。話し合いを経て課題等の絞り込みを行い、推進会議での討議に反映し提言等につなげていきたいと考えます。
11	田中委員	多くの市民が市政に関心を持ち市民参加に理解を深めるため、私達ができること。	多くの市民に会の存在と趣旨を周知するために媒体やメッセージ等の伝達手段を模索する。

第5期市民参加推進会議議題 提案メモ一覧

no.	提案者	議題	提案理由
12	伊藤委員 (1)	公募委員がない審議会等の改善について	10月16日開催の市民参加推進会議配布資料4によれば49の審議会等のうち21の審議会が公募委員がない審議会となっている。審議、協議する内容等により公募委員を置けない審議会等もあると思うが、公募委員がない理由について確認し、公募委員を置く方策について協議したい。
13	伊藤委員 (2)	審議会等の委員報酬（委員謝礼）について	<p>現在、附属機関の委員報酬は特別職の給与に関する条例第2条に基づき、別表第3で報酬額表が規定され、日額10,000円（委員長は11,000円）とされている。また、要綱等による類似の審議会の委員謝礼も同額となっている。</p> <p>平成24年度決算において人件費比率が三多摩26市中最低位となっている本市の財政状況から委員報酬（委員謝礼）の見直しができないか、協議したい。</p> <p>※ 平成24年度では約2400万円が支払われている。（報酬：35審議会約1931万円、謝礼：10審議会約419万円）</p> <p>※ 平成5年に市長、議員の報酬額が改正されており、それに合わせて委員報酬を改正した。その後、変更していない。</p>

意見・提案シート

◆推進会議への検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、企画政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、推進会議で資料として配付します。

<意見>

10月16日の会議を傍聴しました。会議の細かい進め方について熱心にご議論されている様子が印象的でした。無作為抽出の二人の委員についても、審議会のような場には初めて参加しているとの発言がありましたが、積極的にご発言されている姿はそのような事を微塵も感じさせないものでした。今後も積極的な発言を期待しています。

強引に不満をあげるとすると、有識者委員に対して「〇〇先生」と言う方がいたのが気になりました。ささいなことかもしれませんが、実態としてそうはなっていないかもしれませんが、無作為抽出委員もいることなので、上下の関係のようなものを意識的・無意識的に生じさせる可能性というのは完全に排除できるわけではないので、形式的なことかもしれませんが、「〇〇委員」あるいは「〇〇さん」などにしてくださると嬉しいです。平成17年の第1回目の会議で、事務局が形式的に学識経験者から委員を出すことに某委員から異論が出され、おそらく30分前後の議論があったのではないかと思います。そういう精神は引き継いでもらいたいです。

以下、前回会議で議論されていた内容への意見、および若干の提案をさせていただきます。議論の参考にしてください。

1 会議運営に係る事項

① 会議資料のホームページへの事前掲載

現在、本会議の資料は会議終了後に議事録とあわせて公開しています。しかし、傍聴者としては会議の開催前にどのような議論が予定されているのかを知ること、議論の進行により対応する形で傍聴時に耳を傾けることができます。中央省庁における審議会などでは早いもので会議当日に掲載されるものもあり、遅くとも数日以内には掲載されます。市民参加を議論する会議ですので、目安として少なくとも前日までには資料を公開するのがよいと考えます。

② 会議資料に「委員名簿」を含める

委員名簿を配布資料に含めるのが望ましいと考えます。事務局や委員間においては周知のことと思いますし、各委員の発言前に名前の表明があったり、名前の書かれた札が各委員の前に置かれていたとは思いますが、傍聴者には着席場所からの視界の関係や視力の関係で十分に名前が見えないことがありますし、各委員も議論が白熱したりすれば名前を言い忘れることもあります。傍聴者としては、良い発言があったときには、誰の発言かを再確認する意味でも手元に委員名簿があると安心します。できれば、あわせて、席の並びを図にした形でそこに委員の名前が打ち込まれているものがあるとわかりやすいです。

なお、これらの提案は中央省庁における審議会等では一般的に実施されています。

③ 意見・提案シートの公開

意見・提案シートの名前の公表については、提出者がそれを望むか否かを確認し、希望しない場合には名前を非公表として公開するのがよいと思います。その際、名前が公開されているか否かに関係なく、会議の運営としてはその内容によって意見の取り扱いにおいて議論を深める度合いを考慮すべきかと思います。

したがって現行の、一律的に名前があるものは公開して、無いものは委員への配布にとどめるというのは違和感があります。名前の有無に関わらず、ホームページへの公開と名前の公開（名前が書かれている場合）を提出時に確認する形にすべきかと思います。

後述する「⑧『意見陳述制度』と『臨時委員制度』の設置」の箇所でも述べますが、物理的に意見・提案シートを書けない方への配慮を何らかの形で表明しておく必要もあると思います。

④ 意見・提案シートのフォーマットをホームページ上に掲載する

「意見・提案シート」は市民参加による審議会づくりにとって非常に重要なツールです。このような提出期限を設けない形での、傍聴者を含めた非委員が活用できるツールは中央省庁の審議会等では一部の例外を除いてほとんどありません。

しかし、とつても重要なこのツールを、果たしてどのくらいの市民が認知しているかが問題です。少なくともホームページ上での会議の案内箇所にはシートのフォーマットを置いて、広く市民の声が届けられる環境に整備しておくべきです。脇に逸れますが、「市長へのEメール」もすごくよい制度なのにホームページ上のトップページにわかりやすい形で案内を出していないのがすごく不思議です。事務量が増えるからかもしれませんが、「市長へのEメールで頂いたご意見と回答」というページを整備して、重複する質問や回答がないようにすれば負担軽減になるはずです。厚生労働省ホームページにある「国民参加の場」のページを参考にしてもよいと思います。

⑤ 動画配信

中央省庁の審議会等においては積極的な動画配信の試みがなされ、中には報道関係者であれば会議全体を動画配信することを許可されています。本会議においては、希望があれば全ての者に動画の配信を許可する、という環境づくりをしていくことを提案したいと思います。現在、議事録の公開には1ヶ月以上の期間を有しており、記憶の確かなうち（かつ気持ち熱いうち）に、会議経過を正確に踏まえた形での意見・提案シートへの記述などをしようとする際に動画での確認は非常に有効であり、市民の本会議への参加を促すきっかけにもなります。

また、「市民」の中には目や耳、足が不自由な方も当然に入るわけで、傍聴のためのアクセスに困難がある方、議事録をはじめとする目から情報を得ることが困難な方にとって、動画配信は参加のための貴重な材料となります。内閣府が開催していた「障がい者制度改革推進会議」は、当事者の観点から会議運営上さまざまな工夫がなされていたので、本件に限らないことですが、異なる背景を抱える方への配慮を逐次検討していくことが必要と考えます。

委員の中には、「発言に無意識・意識的に制限をかける」、「委員とは言っても日常的には『一市民』という性格を有する時間の方が多いいことから個人攻撃としての誹謗中傷につながる恐れもある」、などを理由に動画配信については消極的な方もおられると思います。し

かしながら、やや厳しい言い方をすれば、市民の税金によって会議が運営され、一定の報酬を受け取っているわけですから、「責務」という観点も踏まえて、一人でも多くの方に本会議にアクセスして頂くための工夫をすることが大切かと思えます。

ただし、今回から無作為抽出による委員の方もおられますので、可及的速やかな実施を求めつつもありません。ですが、上記のような観点から将来的には実施（許可）の方向性を出して頂くことが望ましいと考えます。前回の会議を傍聴して思ったことですが、想像していた以上に堅苦しくない雰囲気でした。それはこの会議の長所です。議事録ではあの場・あの時の雰囲気は伝わりません。傍聴および公募委員の募集を促進する意味でも参考資料という位置づけで一度、動画による記録を残してホームページ上で公開するのもよいと思えます。ぜったいに「こういう雰囲気だったら委員（あるいは傍聴者）として参加してみたい」と思う人がいるはずです。

⑥ 傍聴者の録音

議事録のホームページ上での公開は会議終了後1ヶ月以上かかっていると思えます。意見・提案シートなどを書く場合、できるだけ記憶が残っているうちに正確な記述をしたいので、録音ができればうれしいです。議事録との関係もあると思うので、「録音者の私的利用に限定（いかなる手段によってもその情報への他人のアクセスを禁止）するならば」という条件を付けておけば、とりあえずは現行制度との齟齬は生じないと考えます。

⑦ 傍聴者発言権

現在、傍聴者には意見・提案シートの活用による意見表明が可能となっています。前回の傍聴の際に何度も思ったことですが、「あー、ここで私に意見を言わせてほしい!」という場面が何度もありました。もちろん常時、発言を許可する必要はないと思えますが、進行上の時間との関係も考慮する形で各論ごとに傍聴者から意見がないか聞くというのも考えられると思えます。その際は委員長が「傍聴者の方で何か意見・質問はありませんか」という形でよいと思えます。

なお、中央省庁の審議会等では意見・提案シートのような傍聴者に配慮する制度はありませんが、中には、非公式発言（議事録に残さない）として発言を許可される場合もありますし、私の知人は毎回の傍聴で意見を述べ、そのうち委員として召集されたという人がいます。

前回の傍聴では4人中3人が現職議員という、仕事の側面で参加されている方が大半（熱心に仕事をされているのでそれは否定しませんが）というやや残念な傍聴者の構成でしたが、現職議員の発言は議会制度との関係上禁止すべきです。

⑧ 「意見陳述制度」と「臨時委員制度」の設置

「意見陳述制度」を設置してください。制度の趣旨としては、会議で提案されている参加型職員研修などのような新たな試みを、意見・提案シートのような形だけではなく、委員の皆さんの前での口頭で説明する、パワーポイントなどを使用しての視覚的な情報を活用しての解説をすることによって理解が深まるケースもあると考えるからです。現行の枠組みでは非委員は意見表明の道具が意見・提案シートに限定されるため（この制度自体はとても有意義ですが）、上述のような機会は得られません。

具体的には、非委員から意見陳述の申し出を受けた場合は、本会議での議論を踏まえて最終判断は委員長が判断するという形がよいと考えます。逆に、各委員から自らが提案す

る課題に関して意見陳述者を推薦する形があってもよいと思います。

また、何か特定のテーマや課題を議論する際には、議論における専門性の補強の意味合いで会議全体での意見が許されるために、臨時委員という枠の設置も考えられると思います。例えば、意見陳述者が部分的な意見の表明と解説および質疑応答という限定された時間内での発言権を有するのではなく、会議終了まで議論に参加できるようなことを想定しています。臨時委員制度としてわざわざ制度化する必要はなく、会議進行上の裁量で判断できるものかもしれません。

これらは、上述したような身体的に不自由を抱える市民の方々にも配慮することにつながります。例えば、文字を書くことが困難な方（コンピューター利用を含む）は言葉を発することが数少ない意見表明をする手段ということも考えられ、身体的不自由を抱える方にも本会議は門戸を開いているという意志表示にもなります。

⑨ 保育制度の完備

委員の方の中にもお子さんがおられて、パートナーへ子どもを任せて参加されている方がいたと思います。傍聴者に配慮した保育環境の整備も前回の会議で少し話題に上っていたと思います（脇にそれますが、会議終了後1ヶ月後にこの意見を書いています、「思います」という言い回しではなく、「でした」「ありました」という正確な形で意見を出したので会議録のできるだけ迅速な公表か動画配信、あるいは傍聴者の録音許可をお願いしたいのです）。

子育て経験がないのと、子育てについての知識に疎いのでしっかりとした提案はできないのですが、まず委員の方が保育機関あるいは知人へ子どもを預ける際には、そのための謝礼を本審議会として負担すべきではないかと考えます。私は子育てを「家庭の中で解決する問題」という考えには反対で、たとえパートナーや親族がいたとしても一定の「負担」と「労働」をお願いするわけですから、頼みづらいという方も当然います。また、シングルマザーの方に無作為抽出による案内がいくことや、委員の方が任期途中に何らかの理由でシングルマザーになることも100パーセント否定はできません。小金井市政に関わる社会的な事柄の議論に参加して頂いているわけですから、経済的・精神的に余裕を持てる環境を公的に保障してもよいと考えます。

また、傍聴者にもそれに準じるものを保障すべきと考えます。無作為抽出という小金井市政においては先進的な取り組みをしている会議だからこそ、より広範な市民のアクセスが可能になる枠組みを整備すべきです。

非常に具体的ですが、本会議会場の近所に保育が可能な喫茶店があり、そこを利用しての保育が可能と考えます。「保育者登録制度」のようなものを設け、保育ができる方を名簿登録しておき、希望者があった場合に時間内の保育が可能かどうか聞くという形のものでよいと思います。もちろん、希望者に依頼先がある場合はそこでもよいと思います。いずれのケースにおいても費用は公的保障（全部・部分の議論はあると思いますが）の対象とすべきです。

2 公募委員選考基準と委員の枠組み

以下における意見は、早期の議論を求めるわけではありませんが、問題意識として共有させて頂き、後々の議論に生かして頂きたいと考えています。

① 委員に行政関係者が含まれていること

「市民参加推進」会議ですので、小金井市職員の枠を公募なり無作為抽出の委員枠に鞍替えしてもよいと考えます。前回の会議の印象として、市職員の2人の委員が議論の方向性を主導するわけでもなく、行政関係者としてアドバイザー的な役割に徹していたと思いますが、それなら「事務局」として参加して頂いても問題はないかと思えます。意見を求めたいときに委員長が指名すれば済むことですので。審議会等の会議に「委員」として行政の関係者を入れているというのは中央省庁でも現在は皆無ではないかと思えます。建前だけの問題かもしれませんが、はっきり言って前近代的な色合いがありますし、こういう慣例は市民参加を推進する会議から早く無くすべきかと思えます（本会議の2人の委員は非常に良い役割を果たしていたと思うので、その点は誤解しないでください。形式の問題として捉えてください）。

② 公募における選考基準の見直し

小金井市の審議会における公募委員の選出においては、論文の審査で以下の6項目を審査基準とし、各項目に50点の上限がある中で審査されています。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字がなく、適切な文章表現であるか。

(1) から (3) はともかくとしても、(4) と (5) は果たして論文審査に適するものか（言い方を変えると、審査可能な基準か）と感じます。ちなみに、私は今回の公募に応募して得点を確認した際に、誤字・脱字はなく、適切な文章表現であったと自負しており、当然 (6) の点数は50点だと思いましたが、そうではなく、モヤモヤした気持ちを持っています。「市長へのEメール」の制度を使って事務局と理屈のやりとりをしたので、この問題だけで小レポートくらいは書けるのですが、余力がないので今回は簡単な問題提起だけにしておきます。

③ 公募の審査者

公募における論文審査者は5人おり、市長をはじめとして、全て行政関係者です。これまでの公募委員の発言等から、選出された委員が共通的・親和的な価値判断を持っている方々でないことは承知しています。実態として、恣意的な選考がなされているわけではないと考えますが、やはり本会議の趣旨を考えれば選考者がもう少し多様な顔ぶれであってもよいと考えます。本会議の有識者委員が部分的にその役割を担うことや、公募委員の協議において次期委員を選出する枠の創設などが考えられます。

④ 面接審査

②の問題を踏まえた意見ですが、審査項目として「(4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。(5) 審議をまとめる協調性があるか。」というのは審査基準として適正と考えますが、800字の、しかも「市民の役割」と「行政の役割」という論文の審査での判断では限界があります。審査の方向性を尊重する意味でも、面接審査を設けるのがより適当ではないでしょうか。事務的な問題として応募者に不利（面接日に来れないなど）が生じる

懸念もありますが、小金井市でもいくつかの審議会は実施しているので、検討する意味はあると思います。

⑤ 審査結果の通知

今回の結果通知から点数と順位が送られてくるようになったということですが、点数と順位だけみても、他の応募者との相対的な位置づけがわからず、多少の事でもクヨクヨしない私でも、しばらくの間は「私の書いた論文はそんなにダメだったのか」、「やっぱり市政に関わるっていうのは難しんだ」と落ち込み、悲しんだものです。

もし次回の委員選考でも公募を維持するならば（私は無作為抽出に鞍替えしてもおもしろいと思っていますが、それは議論が尽きないと思うのでここでは問題提起はしません）、順位と点数に加えて、他の参加者と各項目の点数比較が可能な形にしてください。

⑥ 選出者の論文公開

この点については以前から議論があったことは承知しています。個人の権利侵害の恐れも考えられないことではないですが、それ以上に「他人が何を、どのように考えているのか」と認識し、情報を共有することによって市民間における「在るべき市民参加の姿」についての議論が促進される材料にもなり得ます。

あわせて、選出されなかった応募者の中には「何が不足していたのか」が相対的に判断できず、市政への関与における次のステップにどう踏み出してよいのかがわからなくなる場合も考えられます。この問題も公開すべきか否かという統一の方針を決めるのではなく、選出者の同意を得て公開の有無を判断するという形式にするのがよいと考えます。そのような形にすれば、応募者が減ることにもつながりません。

なお、本来であれば、税金を受け取って委員（準公務員になるのでしょうか？）になるわけですから、選出された者の論文は責務との関係で全て公開するのが原則としては正しいと考えますが、今回はただちにそれを求めるつもりはありません。

⑦ 学識経験者委員の選出における説明の義務付け

本会議においては「学識経験者」として2名の委員が選出されています。「学識経験者」については、誰が、どんな基準でそう位置づけているかが重要な点かと思います。前回の会議ではどんな基準で2名の委員が選出されたのかがよくわかりませんでした。公募についてはその選考過程に異論は大いにありますが、少なくとも形式的な基準があるなかで、学識経験者の選出基準というのは明確なものがないと思います。ただちに基準作成をすべきとは思いますが、「行政の恣意性」のようなものは少なからずあるはずなので、一定の説明責任が行政にはあるはず（この点も現在の委員に不満があるわけではない点をご理解ください）。

⑧ 無作為抽出の案内

無作為抽出による委員の選出および選出枠の拡大は今後も積極的に推進していくべきと考えます。そのためにという意味あいでも、先の選出過程においては選出候補者へどんな案内がいったのかを現物を見る形で検証してください。例えば、保育制度などが完備の有無がしっかりと周知されているか否かによって、委員に選出されてもよいか否かの返事が変わってくる方もおられると思います。より参加を促す内容が書かれていたかを、先のケースも振り返る中で議論して頂くのがよいと思います。

3 「市民参加推進会議」という名称

すべて漢字が並ぶ会議の名称ですが、「市民が参加してまちづくりを考える会議」とかの方がなんだか参加しやすい気分を促すような気がします。非常に感覚的な問題かもしれませんが、全部漢字だと「ちょっとインテリの人に参加する会議だよな？」みたいなものを生じさせて、それは公募における応募数や無作為抽出の結果に跳ね返っているかもしれません。前回、実際に傍聴して感じたことですが、この会議はとってもしっかりしやすいのに、「市民参加推進会議」という堅苦しいとも取れる名称で損をしてないか！？と感じました。

4 熟議の機会の創設

一番議論してほしい点です。市民が話し合う場の創設と、その機会をいかにして創り上げていくのかの議論をしてほしいと考えています。やや学術的な呼称も含まれますが、熟議型世論調査、コンセンサス会議、プランニング・セル、市民陪審、タウン・ミーティング、熟議の日など、市民が政治の場にいかに参画するかは世界的にもさまざまな試みがなされています。日本とは縁遠い話かと言えばそうではなく、内閣府では原子力問題において討論型世論調査も実施されていますし、三鷹市でも日本を代表するような市民の熟議の場を創設する試みがなされています。聞くところによれば、小金井市でも何度か同様の取り組みが実施されているそうです。

また、非常に気になっている点ですが、小金井市が掲げる「市民参加」と政治（選挙を含む）は別物という意識は役所的にはないでしょうか？委員の皆さんはどうでしょうか？私は選挙も含んで市民参加を考えるべきで、選挙の延長線上に市民参加があり、選挙への参加（最低限には投票行為）を如何に促すかも重要な課題だと考えます。この話は「選挙管理委員会で話すことではないか？」という意見もあるかもしれませんが、選管は行政委員会です、小金井市の方針が反映されるものと考えます。

市議会議員の皆さんにも真剣にご議論頂きたいことですが、投票率が3割台で信任の正当性にどれだけの質が担保されているのかという問題は、民主主義の根幹に関わる問題です。知人に聞いた話ですが、フィンランドに留学していたその方は、留学中にたまたま選挙期間があったそうですが、広場（ヨーロッパでは協会を中心に広場があり、市民の憩いの場として機能しているそうですが）に各政党のブースが並び、有権者に政策説明の機会を設けて投票行動を促していたそうです。

日本や小金井で同じような取り組みができるかはわかりませんが、このような問題意識を共有して、何らかの取り組みができないかと思えます。まずは、事務局から小金井でこれまでに実施された熟議機会の事例を整理して頂けるとうれしいです。

提出日 2013年 11月 17日

氏名 澤田 慎一郎

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市企画財政部企画政策課 担当：工藤 津田

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9800

FAX：042-387-1224 E-mail：s010199@koganei-shi.jp

小金井市市民参加推進会議

意見・提案シート

◆推進会議への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、企画政策課にご提出ください。次回開催の10日前に届いたものは、推進会議で資料として配付します。

○市民参加推進会議を検討していただくこと

第4条の「適切な時期」とはいつなのかをこの場で検討して
いただくたいと思っております。

第8条 附属機関等を設置するに于て市の重要政策については
確認していただくようお願いいたします。

提出日 2013 年 10 月 16 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏名 杯倫子

(送付先)

小金井市企画財政部企画政策課 担当：工藤 津田

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9800

FAX：042-387-1224 E-mail：s010199@koganei-shi.jp

